

了鳥取県公報

平成17年11月25日(金) 第7741号

每週火·金曜日発行

		次
		314
_		/

告	示	指定居宅サービス事業者の指定 (864) (中部総合事務所福祉保健局)	. 1
		指定居宅介護支援事業者の指定 (865) (")	. 1
		都市計画事業の認可 (866) (公園自然課)	. 2
選管	吉示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (76)	. 2
公	告	准看護師試験の実施 (医務薬事課)	. 3
		保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知	
		(2件) (森林保全課)	. 5

告	示

鳥取県告示第864号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定した ので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月25日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代	住所 (主たる事	居宅サービス事業	居宅サービス事	居宅サービス	指定年月日
表者の氏名)	務所の所在地)	を行う事業所の名	業を行う事業所	事業の種類	
		称	の所在地		
社会福祉法人	東伯郡北栄町東	デイサービスセン	倉吉市福吉町	通所介護	平成17年11月15日
中部福祉会	園331 - 1	ターあずま園	1133		
理事長					
田熊 博文					

鳥取県告示第865号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月25日

光 鳥取県中部総合事務所長 山 本 範

氏名 (名称及び代表	住所 (主たる事務所	居宅介護支援事業を	居宅介護支援事業を行	指定年月日
者の氏名)	の所在地)	行う事業所の名称	う事業所の所在地	
特定非営利活動法人	倉吉市宮川町188 -	居宅介護支援事業所	倉吉市宮川町188 - 9	平成17年11月21日
一粒の麦	9	キラリ		
理事長				
井上 零子				

鳥取県告示第866号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 施行者の名称
 - 鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- 鳥取都市計画公園事業 2・2・16号弥生公園 3 事業施行期間
- 平成17年11月25日から平成19年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 鳥取市弥生町210
- (2) 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第76号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号 (不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の 一部を次のように改正する。

平成17年11月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長須山修次

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		改正後			改正前
1	病院		1	病院	
	施設名	所在地		施設名	所在地
	略			略	
1			1		

鳥取県中部医師会	東伯郡三朝町大字山田690
立三朝温泉病院	
略	
社会福祉法人敬仁	東伯郡湯梨浜町大字野花443 -
会介護老人保健施	1
設ル・サンテリオ	
ン東郷	
介護老人保健施設	東伯郡北栄町土下123 - 1
ル・サンテリオン	
北条	
略	

1	l
鳥取県中部医師会	東伯郡三朝町大字山田690
立三朝温泉病院	
介護老人保健施設	東伯郡北条町土下123 - 1
ル・サンテリオン	
北条	
略	
社会福祉法人敬仁	東伯郡湯梨浜町大字野花443 -
会介護老人保健施	1
設ル・サンテリオ	
ン東郷	
略	

2 老人ホーム

施設名	所在地
略	
ケアハウスみどり	東伯郡琴浦町大字八橋1937
袁	
軽費老人ホーム第	"
2 ケアハウスみど	
り園	
略	
及び4 略	

2 老人ホーム

l -	0/10. 4	
	施設名	所在地
	略	
	ケアハウスみどり	東伯郡琴浦町大字八橋1937
	悥	
	略	
3	及び4 略	

告 公

保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
保健師助産師看護師学校養成所指	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
文部省 定規則(昭和26年 厚生省	立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉	
厚生省	の仕組、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子	150問
以下「省令」という。) の規定に	看護及び精神看護	
よる教育の内容に基づく試験		

2 試験の日時

平成18年2月16日 (木) 午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 省令第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年以上看護に関する学科を修めた者(平成18年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (平成18年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成18年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 (平成18年3月31日までに 当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に 掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間

平成18年1月4日 (水) から同月6日 (金) まで

なお、郵送による場合は、平成18年1月6日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課 (持参又は郵送によること。)

- 7 受験願書の添付書類
 - (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(平成18年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあっては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)
 - (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
 - (3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者にあっては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,900円を送付すること。

- 9 合格者の発表等
 - (1) 平成18年3月10日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとと もに、合格者には合格証書を交付する。
 - (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) の規定に基づき、開示する。
- 10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課 (電話0857 26 7190) に照会すること。

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成17年11月8日付鳥取県告示第835号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大呂 ふさ	八頭郡智頭町大字大呂字イブチ969
大呂 雅則	II .
大呂 矩男	II .
大呂 傳九郎	II .
大呂 ふさ	八頭郡智頭町大字大呂字イブチ970
大呂 雅則	II .
大呂 矩男	"
大呂 傳九郎	n .
大呂 ふさ	八頭郡智頭町大字大呂字追尾南972
大呂 雅則	ıı .
大呂 矩男	n .
大呂 傳九郎	ıı .
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ974の1
大呂 ふさ	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ975
大呂 雅則	n .
大呂 矩男	n .
大呂 傳九郎	II .
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ976
"	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ978
"	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ979
大呂 ふさ	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ980
大呂 雅則	II .
大呂 矩男	n .

大呂 傳九郎	ıı .				
大呂 ふさ	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ981				
大呂 雅則	ıı .				
大呂 矩男	II .				
大呂 傳九郎	II .				
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ984				
"	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷986の 1				
"	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷986の 2				
"	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷988				

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成17年11月8日付鳥取県告示第837号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

高木 藤三郎	西伯郡南部町馬場字大均奥山804
青砥 照雄	II .
- AN /// AN E-1	

石川 千治	n .
前田 始市	ıı .
長尾 嘉太郎	西伯郡南部町伐株字宮ノ上290の1
"	西伯郡南部町伐株字宮ノ上291

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 南部町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

	8	平成17年11月25日	金曜日	鳥	取	県	公	報	第7741号
I									